本文

符号 59773 号

官報

昭和二十一年十二月十日
第五千九百七十三号　火曜日

閣令
省令

◎閣令
逓信省令第二号

模写電報規則を次のように定める。

昭和二十一年十二月十日

内閣総理大臣　吉田　茂
逓信大臣　一松　定吉

模写電報規則

第一條　模写電報については、この命令の定めるところによる。

第二條　模写電報として取扱うものは、文字、記号、符号などで表示したものであつて、模写電信機により電送し、模写することのできるものに限る。

第三條　模写電報を発信する者は、電信官署の交付する模写電報頼信紙（附録様式）を使用しなければならない。但し、用紙の紙質、厚さ及び様式が模写電報頼信紙と同等又はこれに近似しているものは、模写電報頼信紙に代えて、これを使用することができる。

第四條　記載事項は、次の各号に掲げた要件を備えなければ、模写電報として受付をしないことがある。

一　鮮明であること。

二　機密に渡ぎないこと。

三　黒色を用いたものであること。

四　汚損したものでないこと。

第五條　模写電報に関する料金は、次の通りである。

一　模写電報料　十五円

二　配達料　三十円

三　特使配達料　五円

第六條　模写電報に関する料金は、逓信官署、取扱除間、直配達区域及び特使配達区域は、別にこれを告示する。

第七條　模写電報の取扱区間、取扱電信官署、取扱除間、直配達区域及び特使配達区域は、別にこれを告示する。

第八條　模写電報の受信人の居所氏名は、模写電報頼信紙の名宛欄に記載し、受信人の居所氏名は、その書面左側に記載しなければならない。但し、受信人の居所氏名を受信人に知らせようとするときは、本文余白にこれを記載しなければならない。

第九條　模写電報について、至急の取扱を請求しようとする者は、模写電報頼信紙名宛欄に、特に「（至急）」と記載し、至急料を納めなければならない。

前項の模写電報は、取扱除間にかかわらず、これを取扱う。

第十條　模写電報を直配達区域外に、特使による配達の取扱を請求しようとする者は、模写電報頼信紙名宛欄に、特に「（特使配達）」と記載し、特使配達料を納めなければならない。

第十一條　発信模写電報頼信紙名宛欄に、特に「（至急）」と記載した模写電報は、受付又は配達の順序によつて配達する。

第十二條　模写電報を取扱う電信官署の直配達区域外に配達する模写電報で、特使配達の取扱をしないものは、無料郵送郵便によつて配達する。但し、郵便物の郵送の特別地域又は郵便物の郵送取扱をしない地域に宛てた模写電報は、無料普通郵便によつて配達する。

第十三條　電報到着簿（第七條、第十條、第二十四條、第四十五條乃至第四十七條、第四十九條、第五十七條、第五十九條、第六十條、第六十七條乃至第六十九條、第百八條、第百九條、第百十五條及び第百五十八條ノ二の規定は、模写電報に、これを準用する。

附則

この命令は、昭和二十一年十二月二十日から、これを施行する。

附録様式
模写電報頼信紙

電報	
受付時分	名宛
受付局番号	（本文）

備考

用紙
紙質　B一級A列第四〇号
大さ　縦一〇・五糎、横一四・六糎
すき法　輪郭は縦八・四糎、横一三・八糎とし、用紙の周囲に上部一・八糎、下部一〇・五糎、横二・四糎の余白を設く。電報番号は縦七・〇糎、横二・四糎、名宛は縦八・四糎、横一〇・二糎、受付時分は縦三・〇糎、横一・六糎、本文は縦八・四糎、横一四・六糎

印刷
色　桃色

括弧内は式紙に印刷しないこと

昭和二十五年三月三十一日
印刷局

◎逓信省令第三号

写眞電報規則の一部を次のように改正する。

昭和二十一年十二月十日

内閣總理大臣　吉田　茂
逓信大臣　一松定吉

第三條第四項中「丁號六、五種十八種ノ長方形」を削る。

第五條中「二十一圓」を「二十五圓」に、「十二圓」を「二十圓」に、「五圓」を「二五圓」に改め、「丁號」を「丁號ノモノ九圓」を削る。

第六號中「丁號以内ノモノナルトキハ丁號ノ料金ヲ、丁號ヲ超エヲ」を削る。

第十九條ノ三を削る。

附　則

この命令は、昭和二十一年十二月二十二日から、これを施行する。

省　令

◎内務省令第五十三号

消防手給與規則の一部を次のように改正する。

昭和二十一年十二月十日

内務大臣　大村清一

第二條乃至第五條を削り、第六條を第二條とし、以下四條づつ順次繰上げる。

附　則

この省令は、昭和二十一年十月一日から、これを適用する。

◎大蔵省令第百二十七号

専賣局の製作所、研究所及び試驗場並びに地方專賣局の工場、專賣局及び出張所の名稱位置を次のように定める。

昭和二十一年十二月十日

大蔵大臣　石橋湛山

名稱	位置
專賣局板橋製作所	東京都板橋區
專賣局中央研究所	東京都荏原區
專賣局蕨野鹽試驗場	神奈川縣中郡東蕨野村
專賣局永戸煙草試驗場	茨城縣久慈郡山田村
專賣局岡山煙草試驗場	岡山縣後口郡玉島町
專賣局鹿兒島煙草試驗場	鹿兒島縣鹿兒島郡谷山町
專賣局製鹽試驗場	山口縣防府市
專賣局種鹽試驗場	鹿兒島縣鹿兒島市

地方專賣局工場名稱位置

管轄專賣局名	名稱	位置
東京	足立煙草工場	東京都足立區
大阪	高槻煙草工場	大阪府高槻市

地方專賣局支局名稱位置

管轄專賣局名	名稱	位置
東京	千葉支局	千葉縣千葉市
	埼玉支局	埼玉縣浦和市
	群馬支局	群馬縣前橋市
	栃木支局	栃木縣宇都宮市
	茨城支局	茨城縣水戸市
	新潟支局	新潟縣新潟市
	長野支局	長野縣長野市
	三島支局	静岡縣三島市
	静岡支局	静岡縣静岡市
	岩手支局	岩手縣盛岡市
	秋田支局	秋田縣秋田市
	山形支局	山形縣山形市
	福島支局	福島縣福島市
	宇都宮支局	栃木縣宇都宮市
	足利支局	栃木縣足利市
	新潟支局	新潟縣新潟市
	長野支局	長野縣長野市
	三島支局	静岡縣三島市
	静岡支局	静岡縣静岡市
	岩手支局	岩手縣盛岡市
	秋田支局	秋田縣秋田市
	山形支局	山形縣山形市
	福島支局	福島縣福島市
仙臺	仙臺支局	宮城縣仙臺市
	石巻支局	宮城縣石巻市
	山形支局	山形縣山形市
	福島支局	福島縣福島市
札幌	札幌支局	北海道札幌市
	函館支局	北海道函館市
	旭川支局	北海道旭川市
	帯廣支局	北海道帯廣市
	釧路支局	北海道釧路市
	室蘭支局	北海道室蘭市
	小樽支局	北海道小樽市
	岩見澤支局	北海道岩見澤市
	旭川支局	北海道旭川市
	帯廣支局	北海道帯廣市
	釧路支局	北海道釧路市
	室蘭支局	北海道室蘭市
	小樽支局	北海道小樽市
	岩見澤支局	北海道岩見澤市
名古屋	名古屋支局	愛知縣名古屋市
	岡崎支局	愛知縣岡崎市
	一宮支局	愛知縣一宮市
	半田支局	愛知縣半田市
	吉田支局	愛知縣吉田市
	新城支局	愛知縣新城市
	四日市支局	三重縣四日市市
	松阪支局	三重縣松阪市
	上野支局	三重縣上野市
	尾鷲支局	三重縣尾鷲市
	名古屋出張所	愛知縣名古屋市
	岡崎出張所	愛知縣岡崎市
	一宮出張所	愛知縣一宮市
	半田出張所	愛知縣半田市
	吉田出張所	愛知縣吉田市
	新城出張所	愛知縣新城市
	四日市出張所	三重縣四日市市
	松阪出張所	三重縣松阪市
	上野出張所	三重縣上野市
	尾鷲出張所	三重縣尾鷲市
大阪	大阪支局	大阪府大阪市
	堺支局	大阪府堺市
	岸和田支局	大阪府岸和田市
	泉佐野支局	大阪府泉佐野市
	大阪出張所	大阪府大阪市
	堺出張所	大阪府堺市
	岸和田出張所	大阪府岸和田市
	泉佐野出張所	大阪府泉佐野市
金澤	金澤支局	石川縣金澤市
	七尾支局	石川縣七尾市
	小松支局	石川縣小松市
	羽咋支局	石川縣羽咋郡
	珠洲支局	石川縣珠洲郡
	西海村支局	石川縣鹿島郡
	飯田支局	富山縣飯田市
	高岡支局	富山縣高岡市
	富山支局	富山縣富山市
	魚津支局	富山縣魚津市
	氷見支局	富山縣氷見郡
	金澤出張所	石川縣金澤市
	七尾出張所	石川縣七尾市
	小松出張所	石川縣小松市
	羽咋出張所	石川縣羽咋郡
	珠洲出張所	石川縣珠洲郡
	西海村出張所	石川縣鹿島郡
	飯田出張所	富山縣飯田市
	高岡出張所	富山縣高岡市
	富山出張所	富山縣富山市
	魚津出張所	富山縣魚津市
	氷見出張所	富山縣氷見郡
福井	福井支局	福井縣福井市
	敦賀支局	福井縣敦賀郡
	大野支局	福井縣大野郡
	勝山支局	福井縣勝山市
	福井出張所	福井縣福井市
	敦賀出張所	福井縣敦賀郡
	大野出張所	福井縣大野郡
	勝山出張所	福井縣勝山市
大阪	奈良支局	奈良縣奈良市
	和歌山支局	和歌山縣和歌山市
	奈良出張所	奈良縣奈良市
	和歌山出張所	和歌山縣和歌山市

管轄專賣局名	名稱	位置
東京	小石川工場	東京都文京區
	足立工場	東京都足立區
	八王子專賣出張所	東京都八王子市
	北多摩郡國分寺出張所	東京都北多摩郡國分寺町
	足利出張所	栃木縣足利市
	宇都宮出張所	栃木縣宇都宮市
	茨城出張所	茨城縣水戸市
	新潟出張所	新潟縣新潟市
	長野出張所	長野縣長野市
	三島出張所	静岡縣三島市
	静岡出張所	静岡縣静岡市
	岩手出張所	岩手縣盛岡市
	秋田出張所	秋田縣秋田市
	山形出張所	山形縣山形市
	福島出張所	福島縣福島市
	宮城出張所	宮城縣仙臺市
	石巻出張所	宮城縣石巻市
	山形出張所	山形縣山形市
	福島出張所	福島縣福島市
高松	高松支局	香川縣高松市
	丸亀支局	香川縣丸亀市
	徳島支局	徳島縣徳島市
	高知支局	高知縣高知市
	愛媛支局	愛媛縣松山市
	三島支局	愛媛縣三島町
	宇和島支局	愛媛縣宇和島市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	宇和島出張所	愛媛縣宇和島市
廣島	廣島支局	廣島縣廣島市
	呉支局	廣島縣呉市
	福山支局	廣島縣福山市
	三原支局	廣島縣三原市
	山口支局	山口縣山口市
	防府支局	山口縣防府市
	下關支局	山口縣下關市
	宇部支局	山口縣宇部市
	萩支局	山口縣萩市
	廣島出張所	廣島縣廣島市
	呉出張所	廣島縣呉市
	福山出張所	廣島縣福山市
	三原出張所	廣島縣三原市
	山口出張所	山口縣山口市
	防府出張所	山口縣防府市
	下關出張所	山口縣下關市
	宇部出張所	山口縣宇部市
	萩出張所	山口縣萩市
岡山	岡山支局	岡山縣岡山市
	倉敷支局	岡山縣倉敷市
	玉島支局	岡山縣後口郡玉島町
	味野支局	岡山縣味野市
	牛窓支局	岡山縣牛窓町
	笠岡支局	岡山縣笠岡市
	三宅島支局	東京都三宅村
	新島支局	東京都新島村
	大島元村支局	東京都大島元村
	八丈島大賀郷支局	東京都八丈島大賀郷村
	小笠原島父島支局	東京都小笠原島父島
	大村川縣漁獵支局	神奈川縣大村市
	岡山出張所	岡山縣岡山市
	倉敷出張所	岡山縣倉敷市
	玉島出張所	岡山縣後口郡玉島町
	味野出張所	岡山縣味野市
	牛窓出張所	岡山縣牛窓町
	笠岡出張所	岡山縣笠岡市
	三宅島出張所	東京都三宅村
	新島出張所	東京都新島村
	大島元村出張所	東京都大島元村
	八丈島大賀郷出張所	東京都八丈島大賀郷村
	小笠原島父島出張所	東京都小笠原島父島
	大村川縣漁獵出張所	神奈川縣大村市
鳥取	鳥取支局	鳥取縣鳥取市
	米子支局	鳥取縣米子市
	鳥取出張所	鳥取縣鳥取市
	米子出張所	鳥取縣米子市
島根	松江支局	島根縣松江市
	浜田支局	島根縣浜田市
	益田支局	島根縣益田市
	松江出張所	島根縣松江市
	浜田出張所	島根縣浜田市
	益田出張所	島根縣益田市
熊本	熊本支局	熊本縣熊本市
	臼杵支局	大分縣臼杵市
	大分支局	大分縣大分市
	佐賀支局	佐賀縣佐賀市
	長崎支局	長崎縣長崎市
	福岡支局	福岡縣門司市
	高知支局	高知縣高知市
	愛媛支局	愛媛縣松山市
	三島支局	愛媛縣三島町
	徳島支局	徳島縣徳島市
	熊本出張所	熊本縣熊本市
	臼杵出張所	大分縣臼杵市
	大分出張所	大分縣大分市
	佐賀出張所	佐賀縣佐賀市
	長崎出張所	長崎縣長崎市
	福岡出張所	福岡縣門司市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	徳島出張所	徳島縣徳島市
鹿兒島	鹿兒島支局	鹿兒島縣鹿兒島市
	鹿屋支局	鹿兒島縣鹿屋市
	沖縄支局	沖縄縣那覇市
	宮崎支局	宮崎縣宮崎市
	都城支局	宮崎縣都城市
	鹿兒島出張所	鹿兒島縣鹿兒島市
	鹿屋出張所	鹿兒島縣鹿屋市
	沖縄出張所	沖縄縣那覇市
	宮崎出張所	宮崎縣宮崎市
	都城出張所	宮崎縣都城市

管轄專賣局名	名稱	位置
東京	小石川工場	東京都文京區
	足立工場	東京都足立區
	八王子專賣出張所	東京都八王子市
	北多摩郡國分寺出張所	東京都北多摩郡國分寺町
	足利出張所	栃木縣足利市
	宇都宮出張所	栃木縣宇都宮市
	茨城出張所	茨城縣水戸市
	新潟出張所	新潟縣新潟市
	長野出張所	長野縣長野市
	三島出張所	静岡縣三島市
	静岡出張所	静岡縣静岡市
	岩手出張所	岩手縣盛岡市
	秋田出張所	秋田縣秋田市
	山形出張所	山形縣山形市
	福島出張所	福島縣福島市
仙臺	仙臺出張所	宮城縣仙臺市
	石巻出張所	宮城縣石巻市
	山形出張所	山形縣山形市
	福島出張所	福島縣福島市
札幌	札幌出張所	北海道札幌市
	函館出張所	北海道函館市
	旭川出張所	北海道旭川市
	帯廣出張所	北海道帯廣市
	釧路出張所	北海道釧路市
	室蘭出張所	北海道室蘭市
	小樽出張所	北海道小樽市
	岩見澤出張所	北海道岩見澤市
	旭川出張所	北海道旭川市
	帯廣出張所	北海道帯廣市
	釧路出張所	北海道釧路市
	室蘭出張所	北海道室蘭市
	小樽出張所	北海道小樽市
	岩見澤出張所	北海道岩見澤市
名古屋	名古屋出張所	愛知縣名古屋市
	岡崎出張所	愛知縣岡崎市
	一宮出張所	愛知縣一宮市
	半田出張所	愛知縣半田市
	吉田出張所	愛知縣吉田市
	新城出張所	愛知縣新城市
	四日市出張所	三重縣四日市市
	松阪出張所	三重縣松阪市
	上野出張所	三重縣上野市
	尾鷲出張所	三重縣尾鷲市
大阪	大阪出張所	大阪府大阪市
	堺出張所	大阪府堺市
	岸和田出張所	大阪府岸和田市
	泉佐野出張所	大阪府泉佐野市
金澤	金澤出張所	石川縣金澤市
	七尾出張所	石川縣七尾市
	小松出張所	石川縣小松市
	羽咋出張所	石川縣羽咋郡
	珠洲出張所	石川縣珠洲郡
	西海村出張所	石川縣鹿島郡
	飯田出張所	富山縣飯田市
	高岡出張所	富山縣高岡市
	富山出張所	富山縣富山市
	魚津出張所	富山縣魚津市
	氷見出張所	富山縣氷見郡
福井	福井出張所	福井縣福井市
	敦賀出張所	福井縣敦賀郡
	大野出張所	福井縣大野郡
	勝山出張所	福井縣勝山市
大阪	奈良出張所	奈良縣奈良市
	和歌山出張所	和歌山縣和歌山市

管轄專賣局名	名稱	位置
高松	高松出張所	香川縣高松市
	丸亀出張所	香川縣丸亀市
	徳島出張所	徳島縣徳島市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	宇和島出張所	愛媛縣宇和島市
廣島	廣島出張所	廣島縣廣島市
	呉出張所	廣島縣呉市
	福山出張所	廣島縣福山市
	三原出張所	廣島縣三原市
	山口出張所	山口縣山口市
	防府出張所	山口縣防府市
	下關出張所	山口縣下關市
	宇部出張所	山口縣宇部市
	萩出張所	山口縣萩市
岡山	岡山出張所	岡山縣岡山市
	倉敷出張所	岡山縣倉敷市
	玉島出張所	岡山縣後口郡玉島町
	味野出張所	岡山縣味野市
	牛窓出張所	岡山縣牛窓町
	笠岡出張所	岡山縣笠岡市
	三宅島出張所	東京都三宅村
	新島出張所	東京都新島村
	大島元村出張所	東京都大島元村
	八丈島大賀郷出張所	東京都八丈島大賀郷村
	小笠原島父島出張所	東京都小笠原島父島
	大村川縣漁獵出張所	神奈川縣大村市
鳥取	鳥取出張所	鳥取縣鳥取市
	米子出張所	鳥取縣米子市
島根	松江出張所	島根縣松江市
	浜田出張所	島根縣浜田市
	益田出張所	島根縣益田市
熊本	熊本出張所	熊本縣熊本市
	臼杵出張所	大分縣臼杵市
	大分出張所	大分縣大分市
	佐賀出張所	佐賀縣佐賀市
	長崎出張所	長崎縣長崎市
	福岡出張所	福岡縣門司市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	宇和島出張所	愛媛縣宇和島市
鹿兒島	鹿兒島出張所	鹿兒島縣鹿兒島市
	鹿屋出張所	鹿兒島縣鹿屋市
	沖縄出張所	沖縄縣那覇市
	宮崎出張所	宮崎縣宮崎市
	都城出張所	宮崎縣都城市

管轄專賣局名	名稱	位置
大阪	大阪出張所	大阪府大阪市
	堺出張所	大阪府堺市
	岸和田出張所	大阪府岸和田市
	泉佐野出張所	大阪府泉佐野市
金澤	金澤出張所	石川縣金澤市
	七尾出張所	石川縣七尾市
	小松出張所	石川縣小松市
	羽咋出張所	石川縣羽咋郡
	珠洲出張所	石川縣珠洲郡
	西海村出張所	石川縣鹿島郡
	飯田出張所	富山縣飯田市
	高岡出張所	富山縣高岡市
	富山出張所	富山縣富山市
	魚津出張所	富山縣魚津市
	氷見出張所	富山縣氷見郡
福井	福井出張所	福井縣福井市
	敦賀出張所	福井縣敦賀郡
	大野出張所	福井縣大野郡
	勝山出張所	福井縣勝山市
大阪	奈良出張所	奈良縣奈良市
	和歌山出張所	和歌山縣和歌山市

管轄專賣局名	名稱	位置
高松	高松出張所	香川縣高松市
	丸亀出張所	香川縣丸亀市
	徳島出張所	徳島縣徳島市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	宇和島出張所	愛媛縣宇和島市
廣島	廣島出張所	廣島縣廣島市
	呉出張所	廣島縣呉市
	福山出張所	廣島縣福山市
	三原出張所	廣島縣三原市
	山口出張所	山口縣山口市
	防府出張所	山口縣防府市
	下關出張所	山口縣下關市
	宇部出張所	山口縣宇部市
	萩出張所	山口縣萩市
岡山	岡山出張所	岡山縣岡山市
	倉敷出張所	岡山縣倉敷市
	玉島出張所	岡山縣後口郡玉島町
	味野出張所	岡山縣味野市
	牛窓出張所	岡山縣牛窓町
	笠岡出張所	岡山縣笠岡市
	三宅島出張所	東京都三宅村
	新島出張所	東京都新島村
	大島元村出張所	東京都大島元村
	八丈島大賀郷出張所	東京都八丈島大賀郷村
	小笠原島父島出張所	東京都小笠原島父島
	大村川縣漁獵出張所	神奈川縣大村市
鳥取	鳥取出張所	鳥取縣鳥取市
	米子出張所	鳥取縣米子市
島根	松江出張所	島根縣松江市
	浜田出張所	島根縣浜田市
	益田出張所	島根縣益田市
熊本	熊本出張所	熊本縣熊本市
	臼杵出張所	大分縣臼杵市
	大分出張所	大分縣大分市
	佐賀出張所	佐賀縣佐賀市
	長崎出張所	長崎縣長崎市
	福岡出張所	福岡縣門司市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	宇和島出張所	愛媛縣宇和島市
鹿兒島	鹿兒島出張所	鹿兒島縣鹿兒島市
	鹿屋出張所	鹿兒島縣鹿屋市
	沖縄出張所	沖縄縣那覇市
	宮崎出張所	宮崎縣宮崎市
	都城出張所	宮崎縣都城市

管轄專賣局名	名稱	位置
仙臺	仙臺出張所	宮城縣仙臺市
	石巻出張所	宮城縣石巻市
	山形出張所	山形縣山形市
	福島出張所	福島縣福島市
札幌	札幌出張所	北海道札幌市
	函館出張所	北海道函館市
	旭川出張所	北海道旭川市
	帯廣出張所	北海道帯廣市
	釧路出張所	北海道釧路市
	室蘭出張所	北海道室蘭市
	小樽出張所	北海道小樽市
	岩見澤出張所	北海道岩見澤市
名古屋	名古屋出張所	愛知縣名古屋市
	岡崎出張所	愛知縣岡崎市
	一宮出張所	愛知縣一宮市
	半田出張所	愛知縣半田市
	吉田出張所	愛知縣吉田市
	新城出張所	愛知縣新城市
	四日市出張所	三重縣四日市市
	松阪出張所	三重縣松阪市
	上野出張所	三重縣上野市
	尾鷲出張所	三重縣尾鷲市
大阪	大阪出張所	大阪府大阪市
	堺出張所	大阪府堺市
	岸和田出張所	大阪府岸和田市
	泉佐野出張所	大阪府泉佐野市
金澤	金澤出張所	石川縣金澤市
	七尾出張所	石川縣七尾市
	小松出張所	石川縣小松市
	羽咋出張所	石川縣羽咋郡
	珠洲出張所	石川縣珠洲郡
	西海村出張所	石川縣鹿島郡
	飯田出張所	富山縣飯田市
	高岡出張所	富山縣高岡市
	富山出張所	富山縣富山市
	魚津出張所	富山縣魚津市
	氷見出張所	富山縣氷見郡
福井	福井出張所	福井縣福井市
	敦賀出張所	福井縣敦賀郡
	大野出張所	福井縣大野郡
	勝山出張所	福井縣勝山市
大阪	奈良出張所	奈良縣奈良市
	和歌山出張所	和歌山縣和歌山市

管轄專賣局名	名稱	位置
高松	高松出張所	香川縣高松市
	丸亀出張所	香川縣丸亀市
	徳島出張所	徳島縣徳島市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	宇和島出張所	愛媛縣宇和島市
廣島	廣島出張所	廣島縣廣島市
	呉出張所	廣島縣呉市
	福山出張所	廣島縣福山市
	三原出張所	廣島縣三原市
	山口出張所	山口縣山口市
	防府出張所	山口縣防府市
	下關出張所	山口縣下關市
	宇部出張所	山口縣宇部市
	萩出張所	山口縣萩市
岡山	岡山出張所	岡山縣岡山市
	倉敷出張所	岡山縣倉敷市
	玉島出張所	岡山縣後口郡玉島町
	味野出張所	岡山縣味野市
	牛窓出張所	岡山縣牛窓町
	笠岡出張所	岡山縣笠岡市
	三宅島出張所	東京都三宅村
	新島出張所	東京都新島村
	大島元村出張所	東京都大島元村
	八丈島大賀郷出張所	東京都八丈島大賀郷村
	小笠原島父島出張所	東京都小笠原島父島
	大村川縣漁獵出張所	神奈川縣大村市
鳥取	鳥取出張所	鳥取縣鳥取市
	米子出張所	鳥取縣米子市
島根	松江出張所	島根縣松江市
	浜田出張所	島根縣浜田市
	益田出張所	島根縣益田市
熊本	熊本出張所	熊本縣熊本市
	臼杵出張所	大分縣臼杵市
	大分出張所	大分縣大分市
	佐賀出張所	佐賀縣佐賀市
	長崎出張所	長崎縣長崎市
	福岡出張所	福岡縣門司市
	高知出張所	高知縣高知市
	愛媛出張所	愛媛縣松山市
	三島出張所	愛媛縣三島町
	宇和島出張所	愛媛縣宇和島市
鹿兒島	鹿兒島出張所	鹿兒島縣鹿兒島市
	鹿屋出張所	鹿兒島縣鹿屋市
	沖縄出張所	沖縄縣那覇市
	宮崎出張所	宮崎縣宮崎市
	都城出張所	宮崎縣都城市

◎内務省令第三十八号

警察官吏の服制に関する件の一部を、次のように改正する。

昭和二十一年十二月十日

内務大臣　大村清一

第三條第二項中「二十五圓」を「百圓」に、「二十八圓」を「七十圓」に改める。

附　則

この規則は、昭和二十一年八月一日以後の給与から、これを適用する。

告　示

◎物價廳告示第二百三十五號

價格統制令第七條の規定によつて、印刷ワニス製造を業とする者に對する同令第二條ノ二ノ三ノ二ノ二ノ二

（B二
徑　製造業者の統制額　販売業者の統制額

六、〇粍　一三、七〇〇　一五、〇七〇
五、〇粍　一三、〇〇〇　一四、三〇〇
四、〇粍　一四、一〇〇　一五、五一〇
三、二粍　一六、三〇〇　一七、九三〇

二　本表に掲げる特殊電弧溶接棒とは、被覆塗装により製造したものであつて、左の規格による。

（一）芯線成分規格

B一七芯線成分（百分比）

炭素　〇、〇三以下　〇、〇三以下
珪素　〇、三五以下　〇、三五以下
満蒙　〇、三以下　〇、三以下
燐　〇、〇三以下　〇、〇三以下
硫黄　〇、〇四以下　〇、三以下

B二芯線成分

炭素　〇、〇三以下　〇、〇三以下
珪素　〇、三以下　〇、三以下
満蒙　〇、三以下　〇、三以下
燐　〇、〇三以下　〇、〇三以下
硫黄　〇、〇四以下　〇、三以下

（二）被覆外徑公差並びに偏心許容量

（1）外徑公差

B一七　$\frac{+0.2}{-0.1}$ 粍
B二　±0.2 粍

（2）偏心量（同一断面の厚さの差の比）

B一七　15/100 粍
B二　20/100 粍

三、製造業者の統制額及び販売業者の統制額は、製造業者工場置場積込渡価格とする。

四、本表統制額は、荷造費を含まないものとする。

◎大蔵省告示第七百四十八號

昭和十九年四月大蔵省告示第百三十八號税務署の名称及び管轄区域表の一部を次のように改正し、昭和二十一年十一月一日から、これを適用する。

昭和二十一年十二月十日　大蔵大臣　石橋湛山

大阪財務局の部中、須磨税務署の項「須磨区、長田区、兵庫郡ノ内山田村」を「須磨区、長田区、兵庫区、垂水区、武庫郡ノ内山田村」に改める。

◎大蔵省告示第七百四十九號

割増金附貯蓄規則及び金融緊急措置令施行規則第五條第一項第十一號の規定により、第六回割増金附貯蓄として、第六回割増定期貯金の条件、取扱の時期及び割増金の金額等を左の通り定める。

昭和二十一年十二月十日　大蔵大臣　石橋湛山

一、取扱者　市町村農業会及び出張漁業会

二、満期　一箇年

（一）預入金額　一百圓又はその倍額とする。

（二）預入方法　預入は自由支拂の方法によるものとする。但し、預入総額のうち、その一箇相當額の範囲内において、その預け先機関に有する封鎖貯金中より自由支拂の方法による振替をすることができる。

（三）利率及び利子支拂の方法

利率は年二分（単利）とし、利子は満期期間経過後、先拂いものとする。

三、取扱時期

昭和二十一年十二月十一日より昭和二十二年二月十日まで。

四、割増金

預入金額二百圓毎に抽籤権一箇を附与し、抽籤権二箇を以て一組とし、割増金は一組につき左の通りとする。

（農地調整法施行令第五條第六號及第十二條ノ規定ニ依ル農林大臣ノ定ムル場合ヲ定ム）

昭和二十一年十二月十日　農林大臣　和田博雄

「及同法施行令第十五條」を「並ニ同法施行令第十五條第六號及第十二條」に改める。

第一號中「土地賃貸ノ地目田畑ナルモノ及土地賃貸ノ地目畑以外ニシテ」を削る。

第二號中「第十五條」を「第十二條」に改め、同號を第三號とし、第二號として左の一號を加える。

二、農地調整法施行令第五條第六號及第十二條ノ規定ニ依ル農林大臣ノ定ムル場合ヲ定ム

一、賃貸借ノ目的ノ地目田畑ナルモノ及土地賃貸ノ地目畑以外ニシテ賃貸借ノ目的ノ地目畑ナルモノ及土地賃貸ノ地目畑以外ニシテ賃貸借ノ目的ノ地目田畑以外ニシテ賃貸借ノ目的ノ地目畑ナルモノ

二、市町村農地委員会ノ承認シタル賃貸借

◎農林省告示第百四十三號

昭和二十一年一月一農林省告示第十四號（農地調整法施行に關する件）の一部を、次のように改正する。

昭和二十一年十二月十日　農林大臣　和田博雄

一、國有鐵道線路名稱中、函館線の部、札沼線の項中「（桑園、石狩當別間）」を「（桑園、浦臼間）」に改め、昭和二十一年十二月十日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月十日　運輸大臣　平塚常次郎

◎運輸省告示第百七十五號

郵便電報規則第十二條及び機械電報規則第七條の規定により、郵便電報及び機械電報の取扱区間、取扱電信官署、取扱時間、直配達区域及び特使配達区域を次のとおりとする。

一、取扱区間

東京大阪間

二、取扱電信官署

東京中央電信局、東京中央郵便局、日本橋郵便局、麹町郵便局、小石川郵便局、神田郵便局、京橋郵便局、京橋通郵便局、銀座郵便局、芝郵便局、下谷郵便局、新橋郵便局、大阪中央電信局、大阪中央郵便局、北浜郵便局、大阪西郵便局

三、取扱時間

電報取扱時間に同じ。

四、直配達区域

取扱電信官署の電報取扱区域に同じ。

五、特使配達区域

東京都区（区のない地域）内

東京中央郵便局

東京中央電信局

大阪市内

◎運輸省告示第三百十三號

昭和二十一年十二月十日から、札沼線石狩當別浦臼間鉄道で、一般運輸業を開始する。

昭和二十一年十二月十日　運輸大臣　平塚常次郎

◎運輸省告示第三百十四號

國有鉄道線路名稱中、函館線の部、札沼線の項中「（桑園、石狩當別間）」を「（桑園、浦臼間）」に改め、昭和二十一年十二月十日からこれを施行する。

昭和二十一年十二月十日　運輸大臣　平塚常次郎

◎運輸省告示第百七十五号

郵便電報規則第十二條及び機械電報規則第七條の規定により、郵便電報及び機械電報の取扱区間、取扱電信官署、取扱時間、直配達区域及び特使配達区域を次のように定め、昭和二十一年十二月二十二日からこれを施行する。

昭和五年八月逓信省告示第千九百十九号は、これを廃止する。

昭和二十一年十二月十日

逓信大臣　一松定吉

郵便電報規則第十二條及び機械電報規則第七條による郵便電報及び機械電報の取扱区間、取扱電信官署、取扱時間、直配達区域及び特使配達区域は、次のとおりである。

一、取扱区間

東京大阪間

二、取扱電信官署

東京中央電信局、東京中央郵便局、日本橋郵便局、麹町郵便局、小石川郵便局、神田郵便局、京橋郵便局、京橋通郵便局、銀座郵便局、芝郵便局、下谷郵便局、新橋郵便局、大阪中央電信局、大阪中央郵便局、北浜郵便局、大阪西郵便局

三、取扱時間

電報取扱時間に同じ。

四、直配達区域

取扱電信官署の電報取扱区域に同じ。

五、特使配達区域

東京都区（区のない地域）内

東京中央郵便局

東京中央電信局

大阪市内

◎昭和二十一年十一月六日

陸鈴一級　地方技官　吉良　毅

◎昭和二十一年十二月四日

（各通）

任文部教官

陸鈴一級　文部教官　三浦英太郎

任厚生技官

陸一級　厚生技官　岩井鍵四郎

陸鈴一級　厚生技官　遠田　定

任厚生技官

陸一級　厚生技官　遠田　定

陸鈴一級　大蔵事務官　藤永　幸夫

任厚生技官

陸一級　運輸事務官　眞一

陸鈴一級　地方事務官　鮫島　定穂

任厚生技官

陸一級　地方事務官　古賀　定穂

任内閣事務官

陸鈴一級　大蔵事務官　福田　勝

任内閣事務官

陸鈴一級　大蔵事務官　福田　勝

任内閣事務官

陸鈴一級　農林事務官　松岡貞治郎

兼任内閣事務官

陸鈴一級　内閣技官　宇田川　鉞

任内閣技官

陸鈴一級　内閣事務官　宇田川　鉞

任大蔵事務官

陸鈴一級　内閣事務官　山口　忠夫

任文部教官

（各通）

任文部教官

陸鈴一級　村上満洲男

任文部教官

陸鈴一級　岩城鹿十郎

兼任文部教官

陸鈴一級　文部事務官　杉江　清

兼任文部教官

陸鈴一級　文部事務官　杉江　清

任農林技官

陸鈴一級　大蔵事務官　大鋸　功

任農林技官

陸鈴一級　大蔵事務官　大鋸　功

任農林技官

陸鈴一級　同　金光　陸

任農林技官

陸鈴一級　同　地方技官　芝崎　成襄

（各通）

運輸技官

陸鈴一級　運輸技官　湯尾　蕗藏

任運輸技官

陸鈴一級　同　山田　鈴治

任農林技官兼内務技官

陸鈴一級　同　正平　藤

任農林技官兼運輸技官

陸鈴一級　運輸技官　福地　浪統

兼任運輸事務官　大蔵事務官　東畑　精一

陸鈴一級　商工事務官　飯塚　武雄

（各通）

任地方教官

陸鈴一級　地方教官　加藤　五一

兼任地方教官

陸鈴一級　地方教官　文部教官　小島小五郎

（各通）

任地方教官

陸鈴一級　地方教官　岩田　英治

兼任地方教官

陸鈴一級　地方教官　菊地　次男

（各通）

任地方教官

陸鈴一級　地方教官　小島　小口

⑤昭和二十一年度放送受信料免除第二次試験執行要領

昭和二十一年度放送受信料免除第二次試験を次のやうに執行する。

昭和二十一年十二月　逓信省

（一）試験日時及び試験項目

月日　昭和二十一年十二月二十四日午前九時

項目　筆記及び口頭試験

（二）試験地並びに試験場所

東京　東京都目黒区下目黒一丁目　官立無線電信講習所

名古屋　名古屋市中区南外堀町六丁目一　名古屋中央放送局

大阪　大阪市北区中之島　大阪帝国大学医学部

広島　広島市白島町　広島逓信局

仙台　仙台市東九番町一〇五　仙台逓信局資材部工作課

札幌　札幌市南二十三条西七丁目　札幌逓信局

（三）その他注意事項

（イ）試験当日は、受験票並びに辞書持参の上、午前八時三〇分までに試験場に出頭のこと。

（ロ）受験者氏名及び現住所を変更したときは、直に届出ること。氏名の変更には、戸籍抄本の添付を要す。

（ハ）試験については、又は照会には、番号、受験地名、級及び受験者氏名を記載し、宛先は、逓信省工務局庶務課とすること。なほ問答を要するものは、返信用封筒を添付すること。

（ニ）合格者には、昭和二十二年二月下旬頃、官報にて発表の豫定である。

⑥公示催告

静岡市八幡本町八丁目十二番地　申立人　杉本晴一

右申立代理人辯護士　白石信明

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ爲サルニ於テハ其ノ無效ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十一年十月五日　濱松區裁判所

（別紙）

日本樂器製造株式會社株券目錄

名義人　静岡市八幡本町八丁目十二番地杉本晴一　枚數　一枚ノ金額　株數

記號　番號

第四丁　廿六　四八〇　一　二、五〇〇　五〇

ろ號丁　廿七　四八〇　一　二、五〇〇　五〇

濱松市榮町一五二番地　申立人　秋田鎮平

右申立代理人辯護士　白石信明

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ爲サルニ於テハ其ノ無效ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十一年十月五日　濱松區裁判所

（別紙）

日本樂器製造株式會社株券目錄

名義人　静岡市八幡本町八丁目十二番地杉本晴一　枚數　一枚ノ金額　株數

記號　番號

第三乙　自至　三四〇〇　三四六　三　二、三五〇　一〇

第五乙　自至　三四〇〇　三四六　二　二、三五〇　一〇

第五丙　自至　三四〇〇　三四六　一　二、三五〇　一〇

い號乙　自至　二四〇〇　二四九　一　二、三五〇　一〇

い號丙　自至　二四〇〇　二四九　一　二、三五〇　一〇

川崎市東二丁目三十二番地、當時鎌倉郡大師町山内六五〇番地　森理寿

右申立代理人辯護士　白石信明

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ爲サルニ於テハ其ノ無效ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十一年十月五日　濱松區裁判所

（別紙）

日本樂器製造株式會社株券目錄

名義人　川崎市東二丁目三番地森理寿　枚數　一枚ノ金額　株數

記號　番號

第五丙　自至　二四〇〇　二四九　一　二、三五〇　一〇

い號乙　自至　二四〇〇　二四九　一　二、三五〇　一〇

い號丙　自至　二四〇〇　二四九　一　二、三五〇　一〇

川崎市小杉陣屋町一丁目九番地、當時同市東京都杉並区馬橋二丁目一〇九　白石信明

右申立代理人辯護士　大内修二

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ爲サルニ於テハ其ノ無效ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十一年十月五日　濱松區裁判所

（別紙）

日本樂器製造株式會社株券目錄

名義人　川崎市東小杉陣屋町一丁目五四九番地　大内修二　枚數　一枚ノ金額　株數

記號　番號

ろ丙號　自至　四二一八　四二七　一〇　五〇〇　一〇〇　株

静岡縣濱名郡北濱村横須賀一六番地　白石信明

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ爲サルニ於テハ其ノ無效ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十一年十月五日　濱松區裁判所

（別紙）

日本樂器製造株式會社株券目錄

名義人　静岡縣濱名郡北濱村横須賀一六番地　白石信明

記號　番號　枚數　一枚ノ金額　株數

ろ號　自至　二六一　二六六　六　二、五〇〇　三〇〇　株

ろ號丁　自至　二六一　二六六　六　二、五〇〇　三〇〇　株

濱松市佐藤町二一三番地　高森理寿

右申立代理人辯護士　白石信明

別紙表示ノ株券ニ付前記申立人ヨリ公示催告ノ申立ヲ爲シタルニ依リ其ノ所持人ハ昭和二十二年六月十日午前十時迄ニ當區裁判所ニ權利ヲ届出テ且株券ヲ提出スヘシ若シ右期日迄ニ届出ヲ爲サルニ於テハ其ノ無效ヲ宣告スルコトアルヘシ

昭和二十一年十月五日　濱松區裁判所

（別紙）

日本樂器製造株式會社株券目錄

名義人　伊藤史朗　枚數　一枚ノ金額　株數

記號　番號

第三甲　自至　二五五　二五九　二　二、三五〇　一〇　株

第四甲　自至　二五五　二五九　二　二、三五〇　一〇　株

第五甲　自至　二五五　二五九　二　二、三五〇　一〇　株

第五乙　自至　六〇一　六〇六　二　二、三五〇　一〇　株

第五丙　自至　二四〇　二四四　二　二、三五〇　一〇　株

い號甲　自至　二五〇　二五四　二　二、三五〇　一〇　株

〃　自至　二五五　二五九　二　二、三五〇　一〇　株

〃　自至　二五五　二五九　二　二、三五〇　一〇　株

〃　自至　二五五　二五九

特別經理會社非該當公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニ基キ特別經理會社ニアラサルコトヲ公告候也

昭和二十一年十一月十一日

大阪市東淀川區加島町一千一百二十八番地　今川製紙株式會社

公告

當社ハ特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年十一月六日

鳴海市鶴舞町三三〇番地　合資會社吉永商店

公告

當會社ハ特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年十一月二十五日

神戸市長田區東尻池町九丁目　株式會社笹吹商店

公告

當會社ハ會社經理應急措置法ニ依ル特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年十一月十一日

兵庫縣三原郡北阿萬村一二七七　北淡興業株式會社

特別經理會社非該當公告

當會社ハ十月三十日附ヲモツテ會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ基キ特別經理會社除外ノ認可ヲ受ケマシタ

昭和二十一年十一月九日

名古屋市瑞穂和區江端町一丁目二十一　有限會社石塚鍛冶製造所　取締役社長　石塚岩三郎

當會社ハ會社經理應急措置法ニヨル特別經理會社除外認可公告

昭和二十一年九月三日

東京都中野區上鳥羽字鳥居二八　株式會社極東鐵工所

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニ依リ特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年九月五日

大阪市北區宗是町一番地　日本金屬株式會社　代表取締役　宮田章治

公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニヨリ特別經理會社ニ非サル旨ノ付此段公告候也

昭和二十一年十二月十日

大阪市東淀川區加島町一千一百二十八番地　今川製紙株式會社

公告

當會社ハ特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年十一月六日

鳴海市鶴舞町三三〇番地　合資會社吉永商店

公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ノ規定ニ依リ特別經理會社ニアラサルコトヲ公告候也

昭和二十一年九月三日

株式會社中井潤店

公告

當社特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年九月十七日

株式會社鶴飼商店

公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ノ規定ニ依リ特別經理會社ニアラサルコトヲ公告候也

昭和二十一年九月二十五日

株式會社紙津製作所

本會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニ依リ特別經理會社ニ非ラサルコトヲ公告候也

昭和二十一年十一月九日

東京都神田區錦町三丁目二番地　株式會社日本經濟社

特別經理會社除外認可公告

當社ハ會社經理應急措置法第二條第二項ノ規定ニ基キ適用解除ノ伴申請中ノ此段公告候也

昭和二十一年十一月十四日

東京都中野區上鳥羽字鳥居二八番地　ライフアン工業株式會社

公告

當會社ハ特別經理會社ノ適用ヲ受ケサルニ付會社經理應急措置法第一條第六項ノ規定ニ依リ公告候也

昭和二十一年十月

東京都京橋區銀座六丁目四番地　藤田企業株式會社　取締役社長　藤田一雄

特別經理會社非該當公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニヨリ特別經理會社非該當會社ナルコトヲ公告候也

昭和二十一年十二月十日

東京都芝區二本榎町二丁目二十番地　高輪自動車株式會社

特別經理會社非該當公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニヨリ特別經理會社ニ非サル旨ノ付此段公告候也

昭和二十一年十二月十日

東京都荒川區昭和町二丁目一四三　日本相互ハンドバッグ株式會社

特別經理會社非該當公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニ依リ特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年十二月十日

東京都豊島區本田中原町三丁目四十八番地　合名會社後閑商店

特別經理會社除外認可公告

當會社ハ特別經理會社除外ノ認可ヲ受ケマシタ

昭和二十一年十月三十一日

東京都向島區隅田町一一四九　向島運輸株式會社

特別經理會社非該當公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニヨリ特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年十一月十日

大阪市東淀川區加島町一千一百二十八番地　今川製紙株式會社

公告

當社ハ特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年十一月六日

鳴海市鶴舞町三三〇番地　合資會社吉永商店

公告

當會社ハ特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年十一月二十五日

神戸市長田區東尻池町九丁目　株式會社笹吹商店

公告

當會社ハ會社經理應急措置法ニ依ル特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年十一月十一日

兵庫縣三原郡北阿萬村一二七七　北淡興業株式會社

特別經理會社非該當公告

當會社ハ十月三十日附ヲモツテ會社經理應急措置法第一條第二項ノ規定ニ基キ特別經理會社除外ノ認可ヲ受ケマシタ

昭和二十一年十一月九日

名古屋市瑞穂和區江端町一丁目二十一　有限會社石塚鍛冶製造所　取締役社長　石塚岩三郎

當會社ハ會社經理應急措置法ニヨル特別經理會社除外認可公告

昭和二十一年九月三日

東京都中野區上鳥羽字鳥居二八　株式會社極東鐵工所

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニ依リ特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年九月五日

大阪市北區宗是町一番地　日本金屬株式會社　代表取締役　宮田章治

公告

當會社ハ會社經理應急措置法第一條第六項ニヨリ特別經理會社ニ非サル旨ノ付此段公告候也

昭和二十一年十二月十日

大阪市東淀川區加島町一千一百二十八番地　今川製紙株式會社

公告

當社ハ特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年十一月六日

鳴海市鶴舞町三三〇番地　合資會社吉永商店

公告

當會社ハ特別經理會社ニ非ス

昭和二十一年十一月二十五日

神戸市長田區東尻池町九丁目　株式會社笹吹商店

公告

當會社ハ會社經理應急措置法ニ依ル特別經理會社ニ非サルコトヲ公告候也

昭和二十一年十一月十一日

兵庫縣三原郡北阿萬村一二七七　北淡興業株式會社

特別經理會社非該當公告

當會社ハ十月三十日附ヲモツテ會社經理應急措置法第一條第六